

## 会 議 録

会議名 (付属機関等名)		平成29年度 第2回川西市景観審議会	
事務局(担当課)		都市政策部 まちづくり指導室 都市計画課	
開催日時		平成29年10月16日(金)午後2時~午後3時半	
開催場所		川西市役所 4階庁議室	
出席者	委員	澤木委員、平田委員、栗山委員、森畠委員	
	その他	なし	
	事務局	都市政策部 松浦部長、まちづくり指導室 篠崎室長、 都市計画課 橋本課長、池田副主任、角田技師	
傍聴の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数 0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第		議 題 (1) 議案第1号 川西市景観審議会における正・副会長の選出について (2) 議案第2号 景観建造物の指定にあたっての意見について (3) その他 景観表彰制度について(経過報告) 第6回かわにし生活景はがき絵応募作品の講評について	
会議結果		(1) 議案第1号 会長に澤木委員、副会長に平田委員が選出されました (2) 議案第2号 審議経過のとおり (3) その他 審議経過のとおり	

## 審 議 経 過

事務局	<p>只今から平成29年度第2回の川西市景観審議会を開催させていただきます。</p> <p>私、本日の司会進行をさせていただきます都市政策部まちづくり指導室の篠崎でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに、川西市景観審議会委員の辞令の交付をさせていただきます。</p> <p>(辞令交付)</p> <p>委員の皆さま、よろしくお願いいたします。新たに委員になられた方やお辞めになられた方はいらっしゃいませんので、ご紹介につきましては省略させていただきます。</p> <p>それではお手元の次第に沿いまして進めさせていただきます。</p> <p>まず、委員の出席についてご報告させていただきます。</p> <p>委員7名の内、本日ご出席いただいておりますのは4名でございます。従いまして、半数以上の出席を得ておりますので、川西市景観審議会規則第6条第2項の規定に基づき、本日の審議会は成立いたしましたことをご報告申し上げます。</p> <p>なお、本日は任期開始後初めての審議会になりますので、この後、正・副会長が選出されるまで仮議長を松浦部長として議事進行をさせていただきます。</p> <p>それでは、松浦部長よろしくお願いいたします。</p>
仮議長	<p>議案第1号「川西市景観審議会における正・副会長の選出について」を事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(事務局説明)</p>
仮議長	<p>事務局からの説明がありました。ご意見等をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>これまでと委員は替わっていないので、引き続き澤木委員に会長を、平田委員に副会長をお願いしたいと思います。</p>
仮議長	<p>只今、会長に澤木委員、副会長に平田委員が推薦されましたが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
仮議長	<p>それでは、本審議会の会長は澤木委員、副会長は平田委員をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>正・副会長が決定いたしましたので、お席の移動をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、会長に就任のご挨拶をお願いいたします。</p>

<p>会長</p>	<p>ご指名によりまして、引き続き会長職に就任させていただくことになりました。よろしくお願ひいたします。</p> <p>これまで同様、委員の皆様方のご協力を賜りながら審議会の運営をしまいりたいと思ひますので、活発な意見交換等を引き続きよろしくお願ひいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>引き続きまして副会長、よろしくお願ひいたします。</p>
<p>副会長</p>	<p>会長を補佐しまして、円滑な審議会運営に努めてまいりたいと考えておりますので、これからもどうぞよろしくお願ひいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それではこれ以降、議事進行は会長にお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、次第に従いまして議事の進行をしていきたいと思ひます。ご協力、よろしくお願ひいたします。</p>
<td data-bbox="325 916 1452 1211"> <p>議案第2号「景観建造物の指定にあたっての意見について」でございます。この議案につきましても市景観条例第24条第3項に、市長は景観建造物の指定又は解除をしようとする時は、あらかじめ景観審議会の意見を聞かなくてはならないということになっております。平成29年10月16日付けで川西市長より景観建造物の指定にあたっての意見について照会がきておりますので、これに従いましてご審議をお願ひしたいと思ひます。</p> <p>それではこの議題につきましても、事務局より説明をお願ひします。</p> </td>	<p>議案第2号「景観建造物の指定にあたっての意見について」でございます。この議案につきましても市景観条例第24条第3項に、市長は景観建造物の指定又は解除をしようとする時は、あらかじめ景観審議会の意見を聞かなくてはならないということになっております。平成29年10月16日付けで川西市長より景観建造物の指定にあたっての意見について照会がきておりますので、これに従いましてご審議をお願ひしたいと思ひます。</p> <p>それではこの議題につきましても、事務局より説明をお願ひします。</p>
<p>事務局</p>	<p>(事務局 説明)</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。景観建造物の候補として2件が挙がってきておりますが、事務局の説明につきましても、ご意見ご質問等がございましたらお願ひいたします。</p> <p>○邸については、森畠委員がアドバイザーとして派遣されておりますので、何か追加のご説明がありましたらお願ひいたします。</p>
<p>委員</p>	<p>○邸につきましても、大変興味深いのは夫婦二人のために建てられた住宅であることです。この頃ヴォーリスや当時最先端の住宅建設会社による設計施工が評判で、販売を手掛けていた建物が多くあったようですが、○邸はご自分で設計からされております。それも、たくさんのスケッチやデッサンが残っていて、外観を色鉛筆で着色していたりしてございまして、それ以外にも資料がたくさん残っており、大変貴重なものだと思います。</p> <p>○さんが大正元年から昭和9年までと長い間アメリカに滞在されていたそうです。当時、アメリカンスパニッシュスタイルというものがカリフォルニアで非常に流行していたそうで、日本に帰国されて、その体験を生かして建築されているので、ものすごく密度の濃いスパニッシュスタイルになっていると思われまます。</p> <p>現在お住いの方は景観や建物に大変ご関心がおありで、自身が生きている限りはしっかりと守りたいとおっしゃっていたので、きちんと維持管理していただけたらと思ひました。</p>

議長	ご意見、ご質問はございませんか。
委員	<p>市条例による景観建造物の初めての指定ということになりますので、今回の指定はモデルケースになると思われます。</p> <p>まず1つ目として、この制度によって指定された効果をどのようにするのか、ある程度考えておかななくてはいけないと思います。というのは、他市もたくさん指定制度を持っているのですが、指定をしても所有者が変わってしまったら建物がなくなってしまうこともよくありまして、指定されたらどのような良いことがあるかといった所有者にとっての何らかのメリットが必要でありますし、また市民にとっても景観建造物に指定されている物件がどのように良いものなのかを伝えていく必要があります。</p> <p>資料にありますように、「景観上重要な建造物・樹木等の定義」がそれぞれの物件に必要なになってきます。特にどこを重視したので、この建物を指定しますといった価値基準を決めていく必要があると感じました。</p> <p>2つ目は、他都市を見ていると景観建造物に指定した場合、例えば維持管理の際に助成金や補助金等のサポートや、修繕の際に専門家に見てもらって意見をもらえろといった行政サポート等、何らかのサポートをしていることが多いです。では、行政サポートをすると次に市民への還元も考えなくてはならなくて、積極的な公開が求められるというのが最近の傾向としてあります。私は伊丹市の景観審議会の委員でもありますが、伊丹市でもそのようなディスカッションがありました。ただ、実際に公開となりますと居住者が住まわれている場合、特に内部の公開は厳しくなります。景観の指定建造物なので、外観だけ見てもらえたら良いという話もありますが、例えば期間限定で少し庭に入らせていただく等、近くで見せていただいたり、スケッチ大会をするのに協力していただいたり等、活用する方法につきまして熱心に考えられているようですが、所有者任せではなく行政も一緒に活用方法を考えていく必要があると思います。</p> <p>3つ目は広報の仕方なのですが、現在居住されているので住所を番地まで明確にホームページで公開するとか、「〇邸」とお名前を挙げてしまうのも慎重になった方がいいかもしれません。宝塚市では、個人住宅は全てお名前を伏せられていたと思います。他市ではお名前をオープンにされているところもありますが、最近の広報手段というのはホームページが当たり前なので、どこまで積極的に公開するのかを所有者とよく話し合いをして、住所も名前も全て公開するのかをきちんと確認した方が良いと思います。ただ、1件目でフルオープンにしてしまうと、次の指定を受けたいという方が躊躇してしまわれることが考えられますので、その辺りは慎重に考えられた方が良いと思います。</p>
議長	ありがとうございます。3点ご意見をいただきましたが、特に1つ目はいかがでしょうか。
事務局	<p>おっしゃっていただいたとおりモデルケースとなる指定でして、ちょうど洋館と和風建築が1件ずつとなっております。景観建造物の指定はこれで終わらせるのではなく、これをスタートとしまして、阪神地区でこのような建物を発掘されている稲上さんというアドバイザーにも入っていただいておりますので、その方たちのご協力を仰ぎながら引き続き他に指定物件がないかを調査していきたいと思っております。</p> <p>今回の物件はアドバイザー派遣制度に申し込んでいただきましたので、同じ様に景観の意識が高い方でアドバイザー派遣の制度を知らなかったということがないように、今までは広報やホームページで公開はしていますけれども、さらにフォーラムやはがき絵の展示</p>

	<p>等の機会を利用して積極的にこの制度の宣伝をしていきたいと考えております。</p>
委員	<p>それでは今回の〇邸と東多田夢勝庵については、価値基準は歴史・文化的価値のある建造物・樹木等に当てはまると考えたら良いのですか。</p>
事務局	<p>はい。定義基準は歴史・文化的価値のあるものとして、指定を進めようとしています。</p>
議長	<p>その他、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>先程、助成金の制度につきましてご指摘がありましたが、所有者の2名の方は最初から助成金を期待されている訳ではないと思うのですが、実際どのようなことを期待されて申請されたのでしょうか。また、今回このような申し出に至ったのは、市のどのような取り組みが功を奏したと思われるかを教えてください。</p>
事務局	<p>まず指定の経緯ですが、〇邸につきましてはアドバイザーである森畠委員から以前からこのような建物があるということを当課の方に情報提供していただいております。平成28年度末に景観アドバイザー派遣制度ができましたので、活用していただくために、森畠委員と何度かやりとりがあった中で所有者の方へアドバイザー派遣制度をご紹介します、市の方にお申込みいただきました。</p> <p>東多田夢勝庵につきましては、以前から登録文化財の指定を目指してヘリテージマネージャーの稲上さんという方がアドバイザーとして入っておられまして、色々な指定制度を活用して改修をしようと考えている時に、市の景観建造物の制度を知られまして、アドバイザー派遣制度のご紹介をしたところ、お申込みいただきました。</p> <p>所有者の求められていることなのですが、お二方とも元々維持管理の意識が高い方で、地域での活用や公開についても積極的なのですが、経年劣化等がある中で、外観の修繕に関して少しでも助成いただければとおっしゃっています。当課といたしましても、景観建造物の指定が1件もない中でいきなり予算を確保するというのは非常に厳しい状況ですので、所有者の方への説明といたしましては、指定の実績を積み重ねながら、景観重要建造物と差はつけなくてはなりません、少しでも助成できる方向に持っていけたらと考えております。</p>
議長	<p>今後としては助成金の確保をしていこうということで、所有者の方々もそれを期待しているということですね。</p>
事務局	<p>どちらの方も積極的な方なので、景観建造物に指定されることによって、広報やホームページ等で公開されることを期待されております。委員にご指摘いただいたプライバシーの問題もありますので、その辺りを所有者の方々と協議しながら、所有者の方々が望まれる公開の方法を模索していきたいと考えております。</p>
会長	<p>その他、いかがでしょうか。</p> <p>今回は初めての案件が2つ出てきましたが、それぞれ戦前の洋風住宅と江戸時代後期の伝統的な庄屋さんの家屋なのですが、これに続く物件はあるのですか。</p>

事務局	<p>和風建築につきまして、兵庫県が以前に近代住宅の調査をされたことがありまして、そのリストを見ますと、同じ東多田や西多田、多田神社周辺に和風建築が数軒ありますので、景観アドバイザーの方々と相談しながら今後検討していきたいと考えております。</p>
委員	<p>ヘリテージマネージャー関係で、今回景観建造物に指定したい物件を2件推薦させていただきました。川西市には花屋敷に洋風住宅がある地域と、もう少し奥に行けば田園の中に庄屋がある地域があり、初めての指定なのでバランスも重視して、洋館と和風建築ということが良いかと思っております。</p> <p>川西市に洋館はあまり多くはないのですが、花屋敷から南の方にあり、近代建築100選にこの近辺で選ばれている洋風住宅が2、3件あります。兵庫県がすでにリストアップしているので、今回あえてそれらを入れようとは考えず、〇邸はノーマークの物件であったので、指定にもっていったらどうかと思って推薦させていただきました。今後はそのようにリストアップされているものを候補にしていくのかどうかということ、考えていかなければならないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。今のところ、景観法に基づく景観重要建造物の指定はなかったでしょうか。</p>
事務局	<p>はい、今のところございません。</p>
会長	<p>景観条例の景観建造物はいずれ景観法に基づく景観建造物に移行していくということでもよろしいでしょうか。もちろん所有者さんとの話し合いとか、維持管理の状態等いろいろ関係するとは思いますが。</p>
事務局	<p>はい。</p>
委員	<p>資料の中の指定制度の概要で、市が誇る景観資源というのがありますが、これはどのようなものと考えられていますか。</p>
議長	<p>条例を適用せずに、いきなり景観法の指定を適用する物件です。</p>
事務局	<p>このようにフロー分けをしておりますが、個人の方や事業者の方が所有されているものに関しましては、維持管理や外観変更等の規制がかかってきますので、アドバイザー派遣を進める中でまずは景観建造物としての指定を考えております。</p> <p>一方、市が所有している物件で、県の景観条例指定を受けている黒川公民館ですとか旧平安邸等は、景観重要建造物に指定する対象になるかと考えております。</p>
委員	<p>旧平安邸も黒川公民館も県の景観形成重要建造物ですので、市が景観重要建造物に指定したら、県は遠慮させていただきますということになるのですよね。そういう場合、市がきちんと維持管理しなければならなくなりますので、ちょっと大変かと思われれます。もし黒川公民館と旧平安邸を市が景観重要建造物に指定するのであれば、もっと独自に景観を守るようなこともできるのかと思います。そちらの方が良いのかとは思いますが、</p>

	<p>費用のこともありますので迷う点もあるかとは思いますが、積極的に市の景観建造物に指定して自分達で守っていくという姿勢を見せることは大事だと思います。</p> <p>また旧平賀邸は今回修繕工事をされて、ものすごく良くなったと思うのですが、旧平賀邸が景観建造物になってないのは、以前までは外部から建物が見えないということだからと思いますが、今回、建物を見えるようにするため住宅が建っていた前の土地を市が購入し、住宅を解体して駐車場にして、外部から旧平賀邸が望めるようになりました。旧平賀邸は県の景観指定になっていないので、直接市の景観資源として景観重要建造物にしてはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>旧平賀邸は県の景観形成重要建造物ではないのですが、すでに登録文化財として指定されております。ただ、外部から見えるようになりましたので、今すぐに回答はできないのですが、今後候補としては考えていきたいと思っております。ただ、他市の事例を見ていまして、市の所有であってもなかなか外観変更の基準が厳しく、指定の価値はありますけれども厳しい制度でもありますので、その辺りどこまで耐えられるのかも検討したいと思っております。</p>
議長	<p>おっしゃっているのは、条例の景観建造物に指定する候補としてはどうかということですか。</p>
委員	<p>いいえ。旧平賀邸は景観法の枠組みの中で、市が誇る景観資源として、直接景観重要建造物に指定してはどうかという意見です。</p>
事務局	<p>旧平賀邸は移築した建物です。歴史的な視点からいきますと地域に密着した景観も大事であるとおっしゃっていただいておりますので、旧平安邸につきましては現地に長年ありました建物ですが、旧平賀邸は小花にありました建物を移築しておりますので、もう少し地域になじんだ景観になった上で検討していきたいと思っております。</p>
議長	<p>他、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>伊丹での公開の取り組みのご紹介がありましたが、公開をすると、もしかするとたくさんの方が車で来られるかもしれません。そうするとご近所からクレームがきて、建造物所有者が公開に賛成していても、周りの方々との関係にトラブルが生じる可能性もあることが懸念されます。オープンガーデンの取り組みでは、皆さん結構車で来られるので、当初ご近所トラブルになったこともあったとお聞きしました。ですから最近では、オープンにする時は駐車場を確保するか、バスを手配する等の対策を取られています。せっかくの景観建造物ですから多くの方に見てもらいたいところですが、所有者の方が「よい」とおっしゃっているからだけで、ご近所との調整が十分ないままにあまり性急に行くと、もしそこでご近所とのトラブルが起こると、後々の指定に響くことが懸念されます。指定された時に、どのような情報の公開の仕方で行うのか、また公開の際は周到な準備のもと、ご近所とのトラブルが起こらないよう徐々に準備していく方が良いと思っておりました。伊丹のご経験を踏まえて、今回の第1号をどのように育てていくか、どのように行っていくのが良いかのアドバイスがありましたらお聞きしたいです。</p>
委員	<p>伊丹に関しましては、指定制度の制定が古く、指定された当時に所有者の方が公開することを前提とされていませんでした。近年になって、市のお金を使って維持管理をしてき</p>

	<p>ているので、なるべく公開し、積極的な活用にもっていきたいという市長の意向が強くなってきました。指定された時期の風潮と、最近の風潮のギャップがありまして、伊丹の物件では公開されるならどの辺りまで公開して良いかのアンケートをされました。例えば、自分の敷地の中には入って欲しくないという方もいらっしゃいますし、指定された以上は外観の写真を撮られるのは構わないとか、期間限定なら敷地内も入ってもらって大丈夫等、所有者によって様々な意見があります。</p> <p>今回の場合は所有者の方が公開や活用について積極的でかなり協力的だと思いますが、最初から活用を考えましょうというのはやはりご近所の方が不快に感じられることも想定されますので、公開と活用に関しましては、いろいろな段階があるのだということを経験提供して、どの辺りからやっていきたいと思いますかというようにやりながら価値基準を作っていく方が良いかと思われまます。</p>
委員	<p>指定されただけでも、見学者の方は増えるのでしょうか。車で行ったり、カメラで撮影したりする人が、出てくるのでしょうか。</p>
委員	<p>業界の人がどんなものかと、見に来られる可能性があります。ヘリテージの関係の人達も建築物ウォッチが大好きなので、登録文化財になったと聞けばちょっと行ってみようかとなると思います。しかし専門家はエチケットを守りますので、敷地に入る等のマナー違反はされないと思います。ただ、そのようなことを分からない方々が、登録文化財になったというだけで、文化財なのだから入ってもいいのだろうと思われて敷地に入ってしまうことがよくあります。ただ、景観建造物というのは基本的に外から見ものです。</p>
委員	<p>所有者の方はそのようなことを理解されていると思いますが、ご近所の方々がそのような状況になった時、どのように思われるかということをお心配しております。</p>
委員	<p>そんなに大量には来られないと思います。多分、数人の話であると思います。そういった景観の建物がお好きな方が、広報に出されているので行ってみようといった感じになると思います。</p> <p>ですから敷地内に入るような場合は、市が管理して、きちんと募集してやらなければなりません。</p>
議長	<p>景観建造物に指定されたら、プレートか何かで表示されるのですか。</p>
事務局	<p>景観条例に、これは市長が指定した景観建造物であると表示する規定があります。ただプレートの仕様までは条例で決めてないので、予算との兼ね合いもありますが、できる限り所有者の方に喜んでいただけるようなプレートで表示したいと考えております。</p>
議長	<p>所有者の方にもメリットになり、近隣の方にも差支えないように、トラブルのないように市の方で勘案していただけたらと思います。</p> <p>その他、ご意見はいかがでしょうか。</p> <p>市長の方から意見を求められております。この2件の指定に関してのご異論はありませんでしたが、指定に絡むいくつかのご意見がありました。</p> <p>今後の指定においてどの物件にも通じる重要なこととして、景観建造物に指定されることのメリットを明示することと、どの価値基準によって指定されたのかを明確にするこ</p>



	<p>と。</p> <p>景観建造物に指定されたことを市民へ還元するという事で市民への公開をしていくこととなりますが、公開に際しては駐車場対策等近隣住民へ配慮するよう市が間に入る必要があるということ。</p> <p>指定された物件の広報に関しては、住所・名前については所有者との相談が必要であり、市側としても一定の基準を設けておく必要があると思われること。</p> <p>市の取り組みとして今後、補助金等、予算の確保をお願いしたいということ。</p> <p>また、景観法に基づく景観重要建造物の位置付けを明確にすることと、今回指定する景観建造物も所有者のご意向や今後の維持管理状態にもよりますが、景観法への移行も視野に入れながら進めていくとお聞きしましたので、そういったこともご検討いただきたいということ。</p> <p>これらのことをまとめさせていただいて、市長に回答したいと思います。一応、私と事務局の方でまとめさせていただいて、今のような趣旨で簡単にまとめて作りたいと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>非常に魅力的な2件が指定されることとなります。特に〇邸はご自分で設計されて地元の大工さんが建てられたということで、内部もしっかりと造りこまれているとすれば、建てた大工さんも周辺で当時主流の建築を建てた経験をお持ちであったか、何か一定の経験のもとにあるのでしょうか。この辺りはよく分かりませんが。</p>
委員	<p>多分、経験はないと思います。</p>
議長	<p>日本の伝統的な大工さんが建てられたということですかね。</p>
委員	<p>雲雀丘花屋敷の中でも日本の大工さんが造ったという洋館が残っていますので、割とオーナーがこだわって、大工さんはそれに答えるために一生懸命造ったようです。昔の大工さんはとても器用なので、できたのではないのでしょうか。</p>
議長	<p>アーチ形の窓枠や、上下する窓等は大変そうですが。</p>
委員	<p>図面が残っているのですが、昔の大工さんが造られたのでしょうか。</p>
議長	<p>この辺の時代は和洋折衷とか、アールデコ様式とか、建築史の視点からするとおもしろいですよね。</p> <p>ありがとうございました。</p>
事務局	<p>続きまして、議題(3)その他 景観表彰制度について(経過報告)につきまして、事務局の方より報告をお願いします。</p> <p>(事務局 説明)</p>

議長	<p>景観表彰制度の検討状況の経過報告と、参考として川西市市民体育館に景観賞を授与した報告でありましたが、これに関しましてご意見ご質問等はございますか。</p> <p>第1号であったので、前回の審議会はこの市民体育館を見ながら意見を交換しまして、結果は消極的賛成という結論だったと思いますが、市の方が賞を授与されたということです。外部に張り紙があったので取り除いていただきたい等の、運用上のことはお伝えいただいたと思うので、よろしくをお願いします。</p> <p>それでは、第6回かわにし生活景はがき絵応募作品の講評について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(事務局 説明)</p>
議長	<p>景観展に展示されたはがき絵につきまして、季節や地域分布を考慮して来年のカレンダーに使う12枚を選定いただきました。この中から景観審議会の選出作品を1点選ぶということなのですが、アンケート投票で1位の71票入っていた「銀橋より」という作品は、猪名川の躍動感が表現されていて、会場でも一番評価が高かったということで、皆さんの他のご意見がなければこの作品を審議会の選出作品として選定したらと思っておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>選出するのはなかなか難しいですが、いかがでしょうか。</p> <p>これは先程説明のあった景観表彰制度のわがまち生活景部門とはまた別のものですか。</p>
事務局	<p>はい。先程説明させていただいた景観表彰制度は表彰をさせていただくもので、こちらは1作品を選出して少し特別感を出して、来年の募集チラシに使ったり、展示する際は分かるように展示したりを考えております。</p>
議長	<p>では、この景観審議会選出作品は、先程説明のあった景観表彰制度のわがまち生活景部門にしていくものなのですか。景観表彰制度は表彰年度に開催している回の「かわにし生活景はがき絵」の応募作品の中となっておりますが、表彰年度ではなかったら対象外ということですか。表彰の方は3年に1回くらいということですが。</p>
事務局	<p>すみません。表彰制度としてひとまとめにしていますので、そのような形になっていません。</p>
委員	<p>3年に1回なら、これまで応募された蓄積している分全てを対象に審査した方が良いでしょうと思いますが、表彰年度だけが対象だと不公平感が生じると思います。</p>
事務局	<p>賞がない年には、例えば今年は黒川公民館でのせでんアトラインというアーティストを招いたりして行う大きなイベントがあるのですが、そこにこの12作品を展示することが決まっております、その中でも景観審議会選出作品が分かるようにリボン等で表示しようと考えております。今年に関しては、そのようなことを考えております。</p>

議長	<p>賞のない年は、毎年、審議会選出作品を選ぶということですね。表彰のある年も選ぶのですか。</p>
事務局	<p>表彰のある年は表彰にゆだねても良いかと思っております。</p>
議長	<p>分かりました。少し試行錯誤的な部分があるかと思いますが、今年度につきましては「銀橋より」という作品でよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p>
議長	<p>先程説明がありましたように10月28日から11月5日に黒川公民館で「のせでんアートライン2017里山の学校芸術祭」というイベントが行われて、そこに展示されるのですね。</p>
委員	<p>景観展を最終日に見せていただいたのですが、はがき絵は力作ぞろいで応募が62点もありました。市役所だけで展示しているのはもったいないと事務局とも話をしていたのですが、支所等もありますので、巡回展のようにして、そこでもアンケートを取ってもらってはいかがでしょうか。たくさんの方に見ていただいた方が良いように感じました。</p>
議長	<p>そうですね。ぜひ検討をお願いします。</p> <p>他、いかがでしょうか。</p> <p>それでは、事務局の方からお願いします。</p>
事務局	<p>(新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用計画について説明)</p>
議長	<p>今の件、何かご質問等ございますか。</p> <p>議題は全て終了しましたので、以上を持ちまして平成29年度第2回川西市景観審議会を終了させていただきます。本日は長い時間ありがとうございました。</p>